

定 款

株式会社ゴールドウィン

株式会社ゴールドウィン定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ゴールドウィンと称し、英文ではGOLDWIN INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 繊維製品、皮革製品、紙製品、化成品、木製品、金属製品、ゴム製品、一般雑貨等の各種スポーツ用品、健康用品、医療機器、娯楽用品、衣料品およびこれらに関連するものの販売、製造、加工ならびに輸出入
2. 前号物品の材料およびその技術の売買ならびに輸出入
3. 食料品、飲料、医薬品、医薬部外品、医療機器、家具、楽器、書籍、事務用品、玩具、家庭用電気製品、計量機器、光学機器、通信機器、時計、眼鏡、自動車、軽車両に関する販売の斡旋ならびに販売代理業
4. 医療機械機器、光学機器、電子計算機械機器、事務用機械器具、スポーツ用具製造機械器具、スポーツ用衣服製造機械器具の販売ならびにリース業
5. 服飾デザインの企画ならびに開発
6. 不動産の売買、賃貸借、および管理保全
7. スポーツ施設およびレジャー施設の設置運営ならびに賃貸借
8. キャラクター商品の企画ならびに著作権、商標権および意匠権の取得、貸与ならびに販売
9. コンピュータソフトウェア開発、販売ならびに情報処理
10. スポーツおよび各種文化教室の企画・開催
11. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
12. 一般旅行業ならびに旅行代理店業
13. 出版業
14. 映画・ビデオの製作ならびに販売
15. 喫茶店、レストランの経営
16. 経営コンサルタント業

- 17. 店舗設計ならびにディスプレイ業
- 18. 一般労働者派遣業
- 19. 貨物自動車運送ならびに倉庫業
- 20. ゴルフ等会員権の売買
- 21. 各種スポーツスクールの経営
- 22. 鍼灸院およびマッサージ室、理容室ならびに美容室の経営
- 23. 前各号に附帯または関連する一切の業務ならびに投資

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を富山県小矢部市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上のための方策)

第 6 条 当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保しかつ向上させることを目的として、当社の20%以上の株券等を取得した者およびその関係者等として、第2項に基づく株主総会の承認決議により定める者による行使に制約が付された新株予約権の無償割当てまたは株主割当て（以下「無償割当て」という。）を、取締役会決議により行うことができる。

② 株主総会は、前項の新株予約権の無償割当てを行うための手続について、予め承認決議を行うことができる。当該承認決議には、企業価値ひいては株主共同の利益を確保しかつ向上させる観点から相当と認められる一定の附帯条件を付することができる。当該承認決議は定款第16条第1項に定める決

議要件によるものとし、当該総会決議に有効期間が付されているときで当該有効期間終了前に当該決議内容を変更する旨の株主総会決議を行う場合には、当該変更決議は定款第16条第2項に定める決議要件による。

- ③ 株主総会は、取締役会決議により定めた一定の場合に、当社株券等の取得に関する特定の買収提案に対し、本条に基づく対抗措置としての無償割当等を行うことの承認決議をすることができる。当該決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつ出席した総株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行う。

(発行可能株式総数)

第 7 条 当社の発行可能株式総数は184,000,000株とする。

(単 元 株 式 数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集者および議長)

第 14 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議 の 方 法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第 18 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任し、その選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会はその決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。

② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

③ 前項の通知は、取締役および監査役の全員の同意があったときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報 酬 等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

（定 員）

第 27 条 当会社の監査役は4名以内とする。

（選 任）

第 28 条 監査役は、株主総会において選任し、その選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任 期）

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常 勤 監 査 役）

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- ② 前項の通知は、監査役の全員の同意があったときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（監 査 役 会 規 則）

第 32 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報 酬 等）

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）

第 34 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事 業 年 度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により定めることができる。

(剰余金の配当)

第 37 条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および9月30日とする。

- ② 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 38 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

(令和3年6月24日 改正)